

●総合保障保険（スーパー2000）契約概要●

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
 ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、申込みいただきますようお願いいたします。
 「契約概要」は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。支払事由の詳細や制限事項等やご契約の内容に関する事項の詳細については、「ご契約のしおりー約款」に記載していますのでご確認ください。

特徴

- ◇病気またはケガによる入院、ケガによる通院、ガン（悪性新生物）の治療を目的とする入院に対する保障に加え、死亡または高度障害時の保障もあります。
- ◇1年ごとの更新で、65歳まで保障を継続できます。
- ◇保険料は一律2,000円/月で、年齢・性別により保障内容が異なります。
- ◇解約時の払戻金はありません。

保障内容等

◇1口あたりの保障内容・保険料は次のとおりです。（2017年4月現在）

契約年齢・更新年齢(※)		20歳～39歳	40歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	
年齢層		第1年齢層	第2年齢層	第3年齢層	第4年齢層	第5年齢層	
保障内容	①疾病入院給付金 (疾病入院給付金日額)	6,000円	6,000円	5,500円	2,500円	2,000円	
	②災害入院給付金 (災害入院給付金日額)	6,000円	6,000円	5,500円	2,500円	2,000円	
	③災害通院給付金 (災害通院給付金日額)	2,000円	2,000円	2,000円	—	—	
	④ガン治療給付金 (ガン治療給付金額)	20万円	15万円	12万円	8万円	7.5万円	
	⑤無入院給付金 (無入院給付金額)	男性	6,000円	3,500円	—	—	—
		女性	5,000円	4,000円	3,000円	2,500円	2,500円
	⑥死亡保険金 (死亡保険金額)	100万円	75万円	50万円	30万円	15万円	
	⑦高度障害保険金 (死亡保険金額)						
	⑧災害死亡保険金 (災害死亡保険金額)	200万円	150万円	100万円	60万円	30万円	
⑨災害高度障害保険金 (災害死亡保険金額)							
月払保険料		2,000円(年齢・性別にかかわらず一律)					

※契約年齢は契約日における満年齢、更新年齢は更新日における満年齢をいいます。



保険契約は毎年更新され、65歳まで保障を継続することができます。更新後の保障内容は、更新年齢の属する年齢層の保障内容になります。保障内容は年齢層ごとに異なります。年齢層が変わると保障額が減額されることや給付がなくなることがありますので、ご注意ください。

【支払事由等】 ※支払事由等の詳細は、「ご契約のしおりー約款」でご確認ください。

給付金・保険金の種類	支払事由	支払額	支払限度
①疾病入院給付金	病気等で入院(⇒約款別表 2)したとき	疾病入院給付金日額 × 入院日数	1回の入院につき60日、通算1,095日
②災害入院給付金	不慮の事故(⇒約款別表 3)によるケガで、事故の日から180日以内に入院したとき	災害入院給付金日額 × 入院日数	1回の入院につき60日、通算1,095日
③災害通院給付金	ケガで入院し、退院日の翌日から120日以内の期間に通院(⇒約款別表 2)したとき	災害通院給付金日額 × 通院日数	1回の入院の退院後の通院につき30日、通算1,095日
④ガン治療給付金	ガン(悪性新生物)(⇒約款別表 18)で入院したとき	ガン治療給付金額	1年に1回
⑤無入院給付金	契約日または更新日から1年間、病気やケガで入院しなかったとき	無入院給付金額	1年に1回
⑥死亡保険金	死亡したとき	死亡保険金額	—
⑦高度障害保険金	高度障害状態(⇒約款別表 10)に該当したとき	死亡保険金額	—
⑧災害死亡保険金	次のいずれかに該当したとき ①不慮の事故により、事故の日から180日以内に死亡したとき ②感染症(⇒約款別表 6)で死亡したとき	災害死亡保険金額	—
⑨災害高度障害保険金	次のいずれかに該当したとき ①不慮の事故により、事故の日から180日以内に高度障害状態に該当したとき ②感染症で高度障害状態に該当したとき	災害死亡保険金額	—

給付金・保険金のお支払いができない場合があります。詳しくは、「注意喚起情報」、「ご契約のしおりー約款」をご覧ください。

お支払いに際しての制限事項等

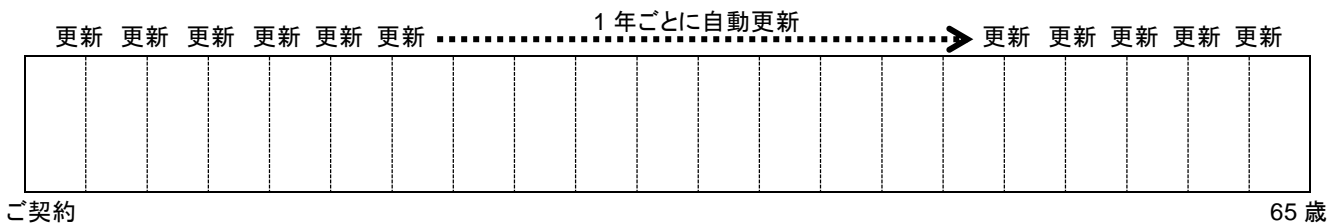
①疾病入院給付金 ②災害入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、所定の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。(⇒約款別表 2) ●同一の日に複数の支払事由に該当した場合でも、疾病入院給付金および災害入院給付金は重複してお支払いしません。 ●疾病入院給付金については、直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院は、原因にかかわらず1回の継続した入院とみなします。直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たな入院として取扱います。災害入院給付金についても同様の取扱となります。 ●入院中に保険契約が更新され、属する年齢層が変わった場合には、更新日以後の入院については更新後の年齢層における入院給付金日額により入院給付金をお支払いします。(入院給付金日額が減額されることがあります。)
③災害通院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●災害入院給付金が支払われる入院をしてその退院後の通院(入院と同一の原因による通院とします。)に対し、災害通院給付金をお支払いします。 ●入院中の通院は災害通院給付金の支払対象にはなりません。1日に2回以上通院した場合、1回の通院とみなします。2以上の事由の治療を目的として1回の通院をした場合でも、災害通院給付金は重複してお支払いしません。 ●災害通院給付金の支払対象となる期間中に保険契約が更新され、属する年齢層が変わった場合には、更新日以後の通院については更新後の年齢層における災害通院給付金日額により災害通院給付金をお支払いします。(災害通院給付金の保障がなくなる場合があります。)

⑤無入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●疾病入院給付金または災害入院給付金の支払われる入院が1日でもある場合には、無入院給付金はお支払いしません。 ●無入院給付金が支払われた後に、保険期間中に入院給付金の支払事由に該当していたこと、または死亡・高度障害等の保険契約の消滅事由に該当していることが判明した場合には、お支払いする金額から無入院給付金額を差し引きます。
⑥死亡保険金 ⑦高度障害保険金 ⑧災害死亡保険金 ⑨災害高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡保険金、高度障害保険金、災害死亡保険金、災害高度障害保険金は重複してお支払いしません。いずれかの保険金をお支払いした場合には、保険契約は消滅します。 ●災害死亡保険金が支払われる場合には、死亡保険金はお支払いしません。 ●災害高度障害保険金が支払われる場合には、高度障害保険金はお支払いしません。

保険期間および保険契約の更新

◇保険期間は1年で、保険期間満了の2週間前までに更新しない旨のお申出のない限り65歳まで更新されます。更新後も保険料は変わりません(2017年4月現在)。ただし、更新後の保険料は更新時の保険料率により計算されるため、変更されることがあります。

◇更新後の保障内容は、更新年齢の属する年齢層の保障内容となります。



その他の付加できる特約について

特約	特約の内容
指定代理請求特約	<p>被保険者が給付金・保険金を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人(※1)が給付金・保険金(※2)を請求することができます。</p> <p>※1 被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族のうち1名を指定 ※2 無入院給付金はこの特約の対象となりません。</p>

解約時の払戻金について

◇この保険には解約時の払戻金はありません。ご契約の際には、解約時の払戻金がないことをご確認いただいたうえでお申込みください。

その他ご確認いただきたい事項

- ◇この保険には満期保険金および契約者配当金はありません。
- ◇この保険には契約者貸付制度および保険料の自動振替貸付制度はありません。
- ◇この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。詳細は「注意喚起情報」をご覧ください。

生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は
◇生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は楽天生命お客様サポートデスク(総合窓口)でお受けしています。
お客様サポートデスク(総合窓口)
0120-977-010 (無料)
受付時間 月～金 9:00～19:00 土日・祝日 9:00～17:00 年末年始を除く

楽天生命保険株式会社

〒158-0094 東京都世田谷区玉川 1-14-1 楽天クリムゾンハウス

1-2016-076(2017.4.1)

総合保障保険（スーパー2000）注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約の申込みに際して特に注意していただきたい事項やお客さまにとって不利益となる事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、申込みいただきますようお願いいたします。

※ご契約の内容に関する事項については、「契約概要」「ご契約のしおりー約款」にも記載していますので、あわせてご確認ください。

1 申込日から 20 日以内であれば、申込みの撤回等ができます(クーリング・オフ制度)

◇ご契約の申込日からその日を含めて 20 日以内であれば、書面によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。郵便により当社の本社あてに発信してください。

※お手続きの詳細については「ご契約のしおりー約款」をご覧ください。

2 健康状態・職業等についてありのままを告知してください(告知義務)

告知義務について

◇契約者(被保険者)には健康状態・職業等について告知をする義務(告知義務)があります。ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、職業等、当社がおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ(告知して)ください。

◇生命保険募集人(募集代理店や当社の電話オペレーター等を含みます。)には告知を受ける権限がないため、生命保険募集人に口頭でお話されても告知したことにはなりませんのでご注意ください。

正しく告知いただけない場合

◇故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始日から 2 年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。責任開始日から 2 年を経過していても、保険金・給付金の支払事由が 2 年以内に生じていた場合には、ご契約を解除することがあります。

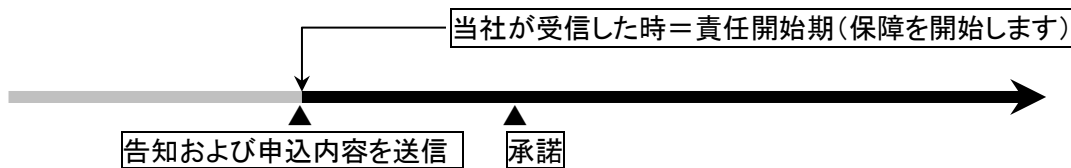
◇ご契約を解除した場合には、保険金・給付金の支払事由が生じていても、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。(告知義務違反による解除の対象外となる 2 年経過後にもご契約が取消しとなる場合があります。)

3 申込内容等を確認させていただくことがあります

◇当社の社員または当社の委託を受けた者が、ご契約の申込みの際やご契約成立後、または保険金・給付金の請求の際に、申込内容、告知内容、保険金・給付金の請求内容等について、確認させていただくことがあります。

4 ご契約の申込みを受けた時から、保障を開始します(責任開始期)

◇当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みを受けた時(契約者が入力した申込内容(告知を含みます。)を当社が受信した時)にさかのぼって保障を開始(責任開始)します。



◇当社の生命保険募集人(募集代理店や当社の電話オペレーター等を含みます。)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約はお客さまからの申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

◇責任開始の日の属する月の翌々月の5日までに第1回保険料の払込みがない場合には、ご契約は無効となります。

5 保険金・給付金のお支払いができない場合があります

◇次のような場合には、保険金・給付金のお支払いができないことがあります。

- ・ 支払事由に該当しない場合(例: 責任開始期前に生じたケガや病気を原因とする入院等)
- ・ 免責事由に該当している場合(例: 契約者(被保険者)・受取人の故意または重大な過失により支払事由に該当した場合、責任開始日から3年以内の自殺の場合等)
- ・ 告知義務違反によりご契約が解除された場合
- ・ 詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合
- ・ 不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- ・ 保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者(被保険者)・受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合
- ・ 保険料の払込みがなかったため、ご契約が失効している場合

※保険金・給付金のお支払いができない場合等の詳細については「ご契約のしおりー約款」をご覧ください。

6 保険料は払込期月内に払込みください(ご契約の失効・復活)

◇第2回以後の保険料の払込期月は月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までです。払込期月内に払込みがない場合に、払込猶予期間(払込期月の翌月1日から末日まで)を設けていますが、払込猶予期間内に保険料の払込みがないと、ご契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。

◇ご契約が失効した場合でも、失効した日から3カ月以内であれば所定の手続きをとっていただきご契約を復活させることができます。当社が復活を承諾した場合、延滞保険料を受け取った時(告知前に受け取った場合は告知の時)から、ご契約の責任開始となります。健康状態によっては復活できない場合もあります。

7 解約時の払戻金はありません

◇この保険には解約時の払戻金はありません。

現在ご契約の保険契約を解約・減額したうえで新たなご契約の申込みをする場合、契約者にとって不利益となる事項があります

◇現在ご契約の保険契約を解約・減額したうえで新たな保険契約の申込みをする場合、次の事項について契約者にとって不利益となる場合がありますのでご注意ください。

- ・多くの場合、解約、減額をしたときの払戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約したときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- ・新たな保険契約の申込みにあたっては告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たな保険契約のお引受けができなかったり、その告知をしなかったために新たな保険契約が解除、取消しになることもあります。
- ・新たな保険契約については、入院等の原因となるケガや病気が責任開始期前に生じている場合、責任開始日から3年以内の自殺の場合等には、保険金・給付金のお支払いができないことがあります。

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

◇保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時の保険金額・給付金額等が削減されることがあります。

◇当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、ご契約時の保険金額・給付金額等が削減されることがあります。

保険金・給付金をもれなく請求いただくために

保険金・給付金の支払事由等が生じた場合

- ◇保険金・給付金の支払事由等が生じた場合には、すみやかに当社までご連絡ください。
- ◇ご契約されている保険種類によっては複数の保険金・給付金の支払事由に該当することがありますので、支払可能性があると思われる場合や不明な点がある場合等にもご連絡ください。
- ◇当社からの重要なご案内を確実に伝えるよう、契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ◇保険金・給付金の支払事由、保険金・給付金をお支払いできない場合等の詳細は「ご契約のしおり一約款」をご確認ください。

指定代理請求特約が付加されている場合

- ◇被保険者が受取人の場合で、被保険者が保険金・給付金を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人(被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族とします。)が被保険者の代理人として、保険金・給付金を請求することができます。
- ◇万一の際に備え、指定代理請求人にご契約内容、支払事由および代理請求できる旨をあらかじめお伝えください。
- ◇無入院給付金はこの特約の対象となりません。

11 マイページのご利用について

- ◇この保険の契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款・申込書控えはマイページでご確認いただけます。マイページは当社 HP から楽天会員のユーザ ID およびパスワードでログインできます。
- ◇楽天会員を退会されるとマイページの利用ができなくなりますので、退会前に必ず契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款・申込書控えをご自身のパソコン等にダウンロードし、保存してください。
- ◇楽天会員を退会された場合は、必ず下記の当社お客様サポートデスク(総合受付)までご連絡ください。

12 生命保険契約は共済契約と区分して管理しています

- ◇当社が締結した生命保険契約は、承継により保有した共済契約とは損益を区分して管理しています。それぞれの損益の状況について決算終了後に作成されるディスクロージャー資料でお知らせします。

13 生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は

- ◇生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は楽天生命お客様サポートデスク(総合窓口)でお受けしています。

お客様サポートデスク(総合窓口)	
 フリーコール	0120-977-010 (無料)
受付時間 月～金 9:00～19:00 土日・祝日 9:00～17:00 年末年始を除く	

- ◇この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- ◇(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAX は不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
- ◇なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

楽天生命保険株式会社

〒158-0094 東京都世田谷区玉川 1-14-1 楽天クリムゾンハウス

1-2016-075(2017.4.1)